

尼崎市
ユース相談支援事業業務
委託事業者募集要項
(別紙 FAQ)

令和 3 年 1 月

尼 崎 市
こども青少年局 子どもの育ち支援センター
いくしあ推進課

「尼崎市ユース相談支援事業業務委託事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）および「尼崎市ユース相談支援事業業務委託仕様書」における詳細について、以下にFAQ形式で記載します。このほかに疑義等がある場合は、募集要項6を参考に、所定の様式で電子メールにてお問い合わせください。

(Q1) 応募書類における「同種業務」や、経験・ノウハウにおける「十分な実務経験・ノウハウ」とはどのような業務を指すか。

(A) 以下の事業については、同種業務や類似業務と考えますので、応募書類である「同種業務実績」において、その実績を記載し、アピールしてください。

- ・ひきこもり支援に関する業務
- ・子ども・若者の総合的な相談支援に関する業務
- ・生活困窮者自立支援法に基づく業務
- ・若者の就労支援、進学支援にかかる業務
- ・中高生の不登校支援にかかる業務
- ・子ども・若者の居場所・育成や学習支援に関する業務
- ・発達障害、精神障害を持つ方の相談支援、就労支援等に関する業務
- ・その他上記に類する、または関連する業務や活動

(Q2) 応募書類の内、公的機関が発行する書類はどこで取得できるか。

(A) 「登記事項証明書」は、事業所の所在地を管轄する法務局の支局・出張所が発行します。「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書」は事業所の所在地を管轄する税務署が発行します。「所在地の市町村民税の納税証明書」は事業所の所在地を管轄する市の法人税担当課が発行します。「水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類」については、事業所の所在地を管轄する市の水道局が発行します。

(Q3) 尼崎市における、ひきこもり支援関係の組織体制は。

(A) 本事業は、現在「こども青少年局子どもの育ち支援センター（部）いくしあ推進課」で担当しています。子どもの育ち支援センターは児童福祉法第10条の2に基づく「子ども家庭総合支援拠点」であり、家庭児童相談を担当する「こども相談支援課」、発達相談を担当する「発達相談支援課」、センターの運営に係る企画調整等を担当する「いくしあ推進課」に加え、教育相談・不登校支援を担当する教育委員会の「こども教育支援課」の4つの部署で構成しています。

尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあ 公式ホームページ

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1016009/1018129/>

また、全年齢を対象としたひきこもり支援は、本市では生活困窮者自立支援制度の相

談窓口である「しごと・くらしサポートセンター」(福祉相談支援課)が担当しています。東西に走るJR神戸線を境界線として市内に「南部保健福祉センター」と「北部保健福祉センター」が存在し、しごと・くらしサポートセンターはこのセンターの中にそれぞれあります。また精神保健福祉相談を担当する「地域保健課」もこのセンターの中にそれぞれあります。

(Q4) 現在のケース数は。また、ひと月あたりどの程度の新規ケースが増えているか。

(A) 本事業は令和2年1月より開始し、令和3年1月1日現在で36件の新規申請を受け付けしました。平均するとひと月あたり3件程度のペースで新規の支援を開始しており、今後も積極的に支援対象者の掘りおこしを行っていく予定です。

なお令和3年度については、支援対象者が個別支援を受ける時間(面談、記録作成、支援計画策定等)の合計として、年間で概ね2,300時間程度を想定しています。

(Q5) 市が想定する年間支援対象者数を大幅に超える場合、委託料の増額はあるか。

(A) 年度途中における委託料の増額は原則行いません。

支援対象者数が大幅に多くなった場合についても、仕様書7(1)ウに記載するケースモニタリングを行う中で、各支援対象者への支援量の検討を行ってまいります。

(Q6) 業務実施にあたって、有資格者が必ずついでなければいけないか。

(A) はい。仕様書7(1)イ(エ)に定めるとおり、相談支援を行う人員は原則的に複数名としていますが、支援対象者との関係性や状態などを総合的に勘案し単独での対応が支援に効果的であると判断される場合は、必ずしも複数名での対応は必要ありません。ただしその場合も、仕様書7(1)イ(イ)に定める資格を持つ者が対応を行うようにしてください。

(Q7) 支援対象者宅以外での面談等には、市の施設を利用できるか。

(A) 支援を希望する方からの最初の相談は、現在、いくしあ推進課の職員が、主に子どもの育ち支援センター内の相談室でうかがっています。受託者におかれましては、子どもの育ち支援センター(開館時間:月~金曜日9時~17時30分、祝日除く)やユース交流センター(開館時間:火~土曜日9時~21時、日曜日・祝日9時~17時)内の相談室のほか、南北保健福祉センター(開館時間は子どもの育ち支援センターと同)内

の相談室をご利用いただくことができますので、必要に応じてご相談ください。

なお居場所や家族交流会、啓発活動など、通常面談以外で一定規模の会場を要する場
合については、必要に応じ受託者側で確保し、会場使用料は委託料の範囲内で対応して
ください。

(Q8) 業務委託内容に記載の「本市が別に定める指標」とは何か。

(A) 「本市が別に定める指標」として、「対人関係」「メンタル」「ストレス」「思考」「環境」
の5つの項目について、それぞれ5段階で支援対象者の状態を評価する「FDP (Five
Different Positions) 指標」を適用しています。

受託者は3か月に1度のモニタリング毎に本人の行動評価を行い、FDP 指標に当ては
め、仕様書に定める「尼崎市ユース相談支援事業 支援計画兼モニタリングシート」(様
式1)を作成してください。行動評価そのものに用いるスケールは、客観的なものとな
るよう、原則、受託者で定めてください。

なお、本市が別に定める指標は、今後、協働契約の中で、本市と受託者で協議及び調
整し、変更を行う場合があります。

(Q9) 協働契約とは何か。

(A) 協働契約とは、互いのルール等について相互理解や適切な役割分担、対等な関係性の
確保などを契約上明らかにし互いに協働しやすい環境をつくっていくことで、委託者・
受託者が協働することの相乗効果により事業効果の向上を図り、地域課題や社会課題の
解決につなげていくものです。

ひきこもり支援を進めるにあたって、委託者・受託者それぞれの立場で、大小さまざ
まな疑問点や課題などに行き当たることが想定されます。その際、両者が対等な立場で
解決に向けて協議を行っていくことを目的とするものです。

以 上